

申告・記帳・決算  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商 News



2021年  
(令和3年)  
10月4日  
第1125号



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9~17時  
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



第1125号

※緊急事態宣言の発令中は、全ての商工新聞を各戸に郵送でお届けします。

## 小規模事業者向け給付金の要望訴える さいたま市経済局・商工観光部と交渉

埼玉土建さいたま南支部、北支部、岩槻蓮田支部と、大宮民商、浦和民商、岩槻民商は合同で、9月22日にさいたま市経済局商工観光部に「市内小規模事業者・個人事業主への給付金第3弾に関する要望書」を提出しました。

要望書には、①さいたま市外在住でも、さいたま市内で事業を営む小規模事業者には適用すること ②月次支援金との併用受給を認めること を主張しました。10月中旬までに市の広報誌で発表となります。



要望書を手渡す浦和民商の花井事務局長(中央)

## 都道府県別 最低賃金 改定一覧表 (2021年10月1日~)

都道府県名	改定額(改定前)	都道府県名	改定額(改定前)
北海道	889 (861)	滋賀	896 (868)
青森	822 (793)	京都	937 (909)
岩手	821 (793)	大阪	992 (964)
宮城	853 (825)	兵庫	928 (900)
秋田	822 (792)	奈良	866 (838)
山形	822 (793)	和歌山	859 (831)
福島	828 (800)	鳥取	821 (792)
茨城	879 (851)	島根	824 (792)
栃木	882 (854)	岡山	862 (834)
群馬	865 (837)	広島	899 (871)
<b>埼玉</b>	<b>956 (928)</b>	山口	857 (829)
千葉	953 (925)	徳島	824 (796)
東京	1,041 (1,013)	香川	848 (820)
神奈川	1,040 (1,012)	愛媛	821 (793)
新潟	859 (831)	高知	820 (792)
富山	877 (849)	福岡	870 (842)
石川	861 (833)	佐賀	821 (792)
福井	858 (830)	長崎	821 (793)
山梨	866 (838)	熊本	821 (793)
長野	877 (849)	大分	822 (792)
岐阜	880 (852)	宮崎	821 (793)
静岡	913 (885)	鹿児島	821 (793)
愛知	955 (927)	沖縄	820 (792)
三重	902 (874)	全国加重平均	<b>930 (902)</b>

## 最低賃金 10月から変更

各都道府県ごとの最低賃金が10月から順次改定されます。昨年度は新型コロナの影響で平均2円の上昇でしたが、今年度はエッセンシャルワーカーの待遇改善を図るため、例年通りの上昇幅となりました。

埼玉県の最低賃金時間額(最低時給額)は28円上がり956円に、全国加重平均額\*も28円上がり930円となっています。

※全国加重平均額とは：単純平均ではなく、労働人口を反映させて算出した平均額。

2021年10月1日から  
**埼玉県の最低賃金**  
時間額 **956円**  
使用者も従業員も、  
今一度確認を。

## 西支部総会 開催のお知らせ

日時：10/3(日) 10:00~11:00

場所：大宮民商 2階

出席者は事前に民商までご連絡ください

### 《予定表》

10/3(日) 西支部総会 10:00~11:00 (大宮民商 2階)

10/6(水) 三役会 15:00~ (リモート)

10/24(日) 埼玉商連幹部学校 10:00~17:00

## 埼玉商連幹部学校 (WEB) 開催のお知らせ

民商の運動の基本方向や総会方針・規約などを学ぶ学習会です。講演は国際ジャーナリストの伊藤千尋さん。

日時：10月24日(日) 10時~17時

場所：大宮民商 2階

参加対象：支部長、共済会・婦人部・青年部の役員

民商理事・常任理事・三役、事務局長、事務局員

参加希望者は大宮民商までご連絡ください

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉埼玉県でエスカレーターの立ち止まってるの利用を義務化する条例が10月から全国初施行。大野知事が「両側に立ち利用して」と呼びかけ。

## 7・8・9月分の支援も決定

月次支援金を受給したら、こちらも申請出来ます

# 埼玉県外出自粛等 関連事業者協力支援金

### 給付要件

1. 国の月次支援金の給付を受けていること。
2. 埼玉県に本店・住所を有する中小法人又は個人事業者等であること。
3. 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の受給者ではないこと（予定を含む）。

**給付金額**：対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額

**給付上限額**：中小法人等 …… 50,000 円/月  
個人事業者 …… 25,000 円/月

**申請期間**：4・5・6 月分…2021 年10月15 日まで  
7・8・9 月分…2022 年1月28 日まで

**申請方法**：電子申請または郵送申請

[https://www.pref.saitama.lg.jp/](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html)

a0801/gaishutsu-shienkin.html

QRコード



## 埼玉県感染防止対策協力金

第13期 (7/12 ~ 8/31) 申請期限は 10月29日まで

第14期 (9/1 ~ 9/30) 10月1日から申請開始予定 ※

必要書類（詳細は埼玉県 HP で確認してください）

- 申請書（県 HP からダウンロード）
- 本人確認書類のコピー（免許証など）
- 通帳のコピー（振込先口座の）
- 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- 営業に必要な許認可証のコピー
- 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真
- 安心宣言飲食店+の認証シールを掲示している写真
- 売上証明（申告書・売上台帳等）※最低額申請の場合は不要



※早期給付の申請をした人で追加支給分がない場合でも、あらためて本申請をする必要があります。

中小法人 最大 20 万/月  
個人事業主 最大 10 万/月

## 月次支援金

自分が該当するか確認しよう！

**給付対象**：緊急事態又はまん防の影響を受けて月間売り上げが 2019 年または 2020 年の同月比 50% 以上減少していること。※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

**給付額** 2019 年又は 2020 年の基準月の売上 - 2021 年の対象月の売上（上限有り）

**申請方法/期間** 7 月分は 9/30 まで、8 月分は 10/31 まで、9 月分は 11/30 まで

- ① 月次支援金 WEB サイトで仮登録して申請 ID を発番する。
- ② ※登録確認機関による事前確認（事業の実態確認）を受ける。
- ③ 月次支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場：コモディイイダ川口東口店 2F 予約 ☎ 0120-211-240

※一時支援金を申請した事業者は、事前確認を省略できます。

※登録確認機関は、顧問税理士・融資を受けたことがある金融機関・商工会議所などです。登録確認機関が見つからない場合には、相談窓口 0120-211-240 へ相談してください。

### 登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- 本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）
- 2019 年分 & 2020 年分の確定申告書（法人は 2019 年 1 月から 3 月まで及び 2020 年 1 月から 3 月までその期間内に含む全ての事業年度分）
- 2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
- 2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳
- 宣誓・同意書（月次支援金 HP で入手）

詳細はホームページを参照 [https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

QRコード

